



No.121

「銷 夏」特 集 号

令和3年8月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

編集人

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



沖津宮(若松)

小竹のバス停から白山神社脇を抜けて脇の浦へ通じる竹やぶ道に、沖津宮という石の社がある。やや片ぶいているが、慶応二歳丙寅という字が残っているのでそんなに古いものでないようだ。小さな社の裏面の石に丸い穴が明けてあり、表からのぞくと後の景色が見える仕掛けになっている。これは名のようにこの穴から遠く海上はるかな沖の島を拝むためのもので、宗像神社に今もある沖の島信仰の人たちがこれを祭つたものと考えられる。明治十九年九月に奉納された鳥居は、みかげ石でまだ立派なものである。

こここの道は脇道のためか両側雑木林で笹やぶにおおわれ、けものみちのようだが昔の子供たちはこの道を、脇の浦から花房校へ通つたといふ。

ちょうど此處の峠あたりに、寛文飢饉の悲劇の庄屋、助四郎、又四郎を祭つたという首なし地蔵がある。(今は風化がはげしい)

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より

絵文 片山 正信氏

遠岡水芦中若若若	稅理士会若松支
賀垣卷屋間松松松	公社若納貯連
町町町町商稅	青松申法
商商商商會相	色法連
工工工工議談	申告人合
會會會會所會會部	

よろしくお願ひします



若松税務署長 佐 藤 洋

この度の人事異動で、福岡国税局調査监察部から転任してまいりました佐藤でございます。

若松税務署での勤務は初めてですが、歴史と人情味豊かなこの地で勤務させていただくことを大変嬉しく思っております。

さて、若松税務署のある若松南海岸通り沿いには、国の登録有形文化財に指定されている旧古河鉱業若松ビルや上野ビルなど、かつて、日本一の石炭積出港として栄えた当時の面影が数多く残つており、大正ロマン溢れる街並みが広がるほか、響灘地区には、資源循環型社会を目指した北九州エコタウンをはじめ、北九州市における次世代エネルギー事業の拠点が設けられるなど、歴史と文化が薫るまち「若松」の更なる発展に期待を寄せている次第です。

税務署では、令和五年十月一日から導入されるインボイス制度に伴い、令和三年十月一日から登録申請書の受付を開始します。インボイス制度の義務化が始まる令和五年十月一日から制度の適用を受けるためには、その六か月前までに登録申請書を提出する必要がありますので、お早めにご準備をお願いします。今後も、事業者の皆様には制度の周知・広報と丁寧な相談体制が図られるよう、一丸となって取り組んで参ります。

また、私たちも税務に携わる者としましては、適正・公平な課税の実現と徴収の確保を図り、納税者の皆様に信頼される税務行政を築き上げていかなければならぬとも考えております。

若松税務推進協議会の皆様方には、会報誌「川幡」の発行による幅広い広報活動や、「税を考える週間」での様々な行事の実施による税知識の普及に日々御尽力いたしております。

今後とも、皆様方の御理解と御協力のもと、納税者の皆様の視点に立ち、円滑な税務行政が遂行できるよう努めて参る所存ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方の益々の御繁栄と御健勝を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

お世話になりました



前若松税務署長 松 島 裕 実

この度、定年退職により税務の職場を離れることがあります。

若松税務署では、令和二年七月から一年間勤務させていただき、大過なく仕事を果たすことができました。

これもひとえに、皆様方の温かい御支援と御協力の賜物と心から感謝申し上げます。

さて、若松税務推進協議会は、竹内会長のもと、各関係民間団体の皆様方が一丸となり、会報誌「川幡」の発行による税知識の普及活動や、小学生を対象とした「税の書道展」など、新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じつつ、様々な活動に御協力いただきましたことに心から御礼申し上げます。

税務行政を取り巻く環境は、国際化・ICT化等に代表されますように目まぐるしく変化しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、確定申告期限の一律の延長や、税制上の各種措置が講じられるなど、過去に例を見ない対応が必要となっています。

このような状況の下で、税務行政を円滑に行っていくためには、何よりも若松税務推進協議会の皆様方のお力添えが必要であります。

どうか今後とも、変わらぬ御支援と御協力を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、若松税務推進協議会の益々の御発展と、皆様方の御健勝を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動（七月十日付）

◎よろしくお願ひします。（カッコ内は前所属）

署 長 佐 藤 洋	(局・調査监察・統括監査官)
総務課長 岩 木 和 男	(壱岐・総務・総務課長)
総務係長 湯 浅 哲 兵	(若松・総務・会計係長)
会計係長 松 本 功 太 郎	(局・酒税・実査官)
管理運営統括 柴 崎 由 紀	(小倉・管運・連絡調整官)
管理運営統括 今 村 拓 矢	(局・総務)
個人課統括 市 野 由 香	(門司・個人・統括調査官)
個人課統括 吉 田 智 樹	(西福岡・個人・統括調査官)
法課統括 友 弘 慎 一	(福岡・国際法・上席調査官)
法課統括 篠 原 由 起 子	(八幡・法人・連絡調整官)
署 長 松 島 裕 実 (退職)	
総務課長 中 村 尚 樹	(小倉・総務・総務課長)
総務係長 中 川 夕 紀	(博多・法人・上席調査官)
管理運営統括 川 村 嘉 優	(福岡・法人・統括調査官)
管理運営統括 於 保 勝 久	(局・管運・総務係長)
個人課統括 山 内 隆 房	(八幡・個人・統括調査官)
個人課統括 山 内 健 一	(小倉・広報官)
個人課統括 日 野 賢 一	(飯塚・法人・統括調査官)
個人課統括 法人課統括	

募集用資料



令和3年度 第60回

税に関する 高校生の作文募集



募集要項

テーマ

税の意義と役割について考えたこと

税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。例えば……

- 社会との関わりの中で自分が体験したことを通じて税について考えたこと
 - 税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと
 - これから社会の在り方について税の観点から考えたこと
 - 税や財政等の学習を通じて考えたこと
 - 国税庁ホームページの「税の学習コーナー」を見て考えたことなど
- (例示にとらわれる必要はありません)

*1：作文の題名は自由です。 *2：応募作品は、本人が創作したもので未発表のものに限ります。

応募資格

高校生及び中等教育学校生(後期課程)

提出先

最寄りの税務署

締切り

令和3年9月6日(月)必着 応募点数 1人1編 文字数 800字以上1,200字以内

*1：作文の冒頭には、「学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名」を、末尾には、「応募者の住所」を記載してください。学校を通じて応募する場合は、住所の記載は必要ありません。また、文字数には、「学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名」及び「応募者の住所」は含みません。

*2：原稿用紙は、国税庁ホームページ「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/sakubun/koko/r03/boshu.htm>)に掲載していますので、ご利用ください。

*3：応募された方などを対象に、アンケート等を実施する場合がありますので、その際にはご協力ください。

表彰

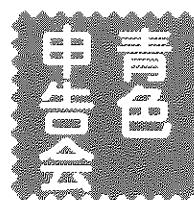
優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

発表

優秀作品は、都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど、広く発表します。

著作権

作品は返却しません。
作品の著作権は国税庁に帰属します。



令和三年度定期総会

暑中お見舞い
申し上げます

令和三年度 若松青色申告会役員

副会长川井和久 加贺雅之
若松区医師会

本年も新型コロナウイルスの感染拡大の抑止を考慮し、書面議決による開催となりました。/
議案（①令和二年度の事業報告及び収支決算報告②令和三年度の事業計画（案）③役員改選の件及び収支予算（案）について審議を行い過半数の賛成をもって承認されました。

			R2.4.13	会計監査
5.	福岡県青色申告会連合会事務局担当者会議書面決議	役員会書面決議	R2.5.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
6.	(1)令和元年度事業報告並びに收支決算報告について (2)令和二年度事業計画(案)並びに收支予算(案)について (3)定期総会の日程その他	小倉青色申告会定時総会書面決議	5.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
7.	(1)令和元年度事業報告並びに收支決算報告について (2)令和二年度事業計画(案)並びに收支予算(案)について (3)その他	定期総会書面決議	6.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
8.1	福岡県青色申告会連合会定時総会書面決議	小倉青色申告会定時総会書面決議	5.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
8.1	税務推進協議会発行の広報誌『川ひらた—税を考える週間』行事打ち	定期総会書面決議	6.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
9.	特集号に青申会だより掲載	定期総会書面決議	7.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
	若松税務署管内税務推進協議会「税を考える週間」行事打ち	定期総会書面決議	8.	若松税務署管内税務推進協議会「臨時総会」書面決議
	合わせ会中止	定期総会書面決議	9.	臨時役員会五十周年記念行事について
			9.4	バスハイク中止

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により経済活動に多大な影響を及ぼしていることは周知のとおりです。ワクチン接種も始まりましたが、暫くは従来通りの活動はできないであろうことは想像するに難くないところです。各人が感染防止に取り組み一刻も早く通常の生活ができるよう努めましょう。

6. 稲城市青色中生会連合会定期総会書面決議
税務推進協議会発行の広報誌『川ひらた—銷夏』
特集号に青申会より掲載
若松税務署管内税務推進協議会「税を考える週間」行事打ち
合わせ会中止



税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい
- ③ 各種手数料……実費程度

[若松税務署管内の税務相談所]

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ベイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726番(代)

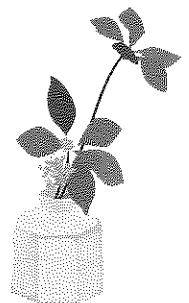
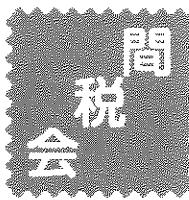
中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081番

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111番

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551番

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165番

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294番



令和2年度通常総会の開催(書面議決)について

平素より若松間税会運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。例年6月に通常総会を開催しておりますが、このたび新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面議決とさせていただきました。議決事項については、次の通りです。なお、第4号、第5号議案及び青年女性部の議決事項については、紙面の都合上割愛させて頂きます。

(第1号議案)

令和2年度事業報告書

令和2年度は、全間連、福局間連の方針をふまえ、間税会相互の連絡協調を一層密にして関係諸団体の協力を得ながら、会員相互の合意による間税会運用に努め、前期総会において承認された事業計画に基づいて会務を遂行し、所期の目的を達成することができた。

1 会議

『福局連関係』

3・3月

福局連第3回理事会

T K P ガーデンシティ 博多

3・3月

福局連正副会長 委員会会議

T K P ガーデンシティ 博多

2・5月

監査会 N C わかまつ2階

『若松間税会関係』

2 広報
にて、間税会の活動等の周知を図りました。
上 税務推進協議会年3回発行の川崎紙上

(第2号議案)

令和2年度収支報告

自令和2年4月1日

至令和3年3月31日

(単位:円)

科 目	令和2年度予算額	令和2年度決算額	差 異	備 考
〔収入の部〕				
会費収入				
一般会費収入	630,000	643,000	13,000	5,000円×128件 1,000円×3件
特別会費収入	120,000	0	-120,000	バスハイク3,000円38名
雑収入				
助成金	30,000	0	-30,000	税週間行事助成金30,000
受取利息	0	4	4	
当 期 収 入 合 計	780,000	643,004	-136,996	
前期繰越収支差額	579,378	579,378		
收 入 合 計	1,359,378	1,222,382	-136,996	
〔支出の部〕				
事業費				
研修会費	250,000	0	-250,000	バスハイク
局連賦課金	170,000	153,600	-16,400	局連
諸会費	130,000	88,000	-42,000	川崎協賛金、税推協他
助成金	100,000	100,000	0	青年女性部助成金
管理費				
総会費	5,000	0	-5,000	総会飲物
会議費	5,000	6,300	1,300	監査会
事務負担金	30,000	30,000	0	
旅費交通費	30,000	5,000	-25,000	局連総会、理事会
通信費	45,000	48,844	3,844	総会、役員会、バスハイク等案内送料
消耗品費	3,000	3,672	672	
印刷費	40,000	203	-39,797	総会資料コピー料他
手数料	15,000	12,756	-2,244	郵政払込料
雜 費	0	1,320	1,320	振込料
予備費	100,000	0	-100,000	
当 期 支 出 合 計	923,000	449,695	-473,305	
当 期 収 支 差 額	-143,000	193,309		
次期繰越収支差額	436,378	772,687	336,309	
支 出 合 計	1,359,378	1,222,382	-136,996	

(第3号議案)

令和3年度事業計画(案)

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

〈基本方針〉

令和3年度は、全国間税会総連合会及び福岡国税局間税会連合会の方針を踏まえ、関係諸団体の協力を得ながら間税会の重要性を再認識し、会員相互の合意による活力と魅力のある間税会運用に努める。

〈重点目標〉

消費税増税に伴う消費税に関する啓発広報等を推進し、「消費税活かすみんなの間税会」の一層の定着発展に努めるため、次の事項を重点的に実施する。

- ①組織の拡大・強化
- ②消費税の周知の徹底等、研修会の活発化
- ③e-TAXの利用促進
- ④任意の中間申告制度の利用促進
- ⑤北九州ブロック連絡協議会との連携
- ⑥青年女性部の育成と活動の活発化
- ⑦関係民間団体との連携強化

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号

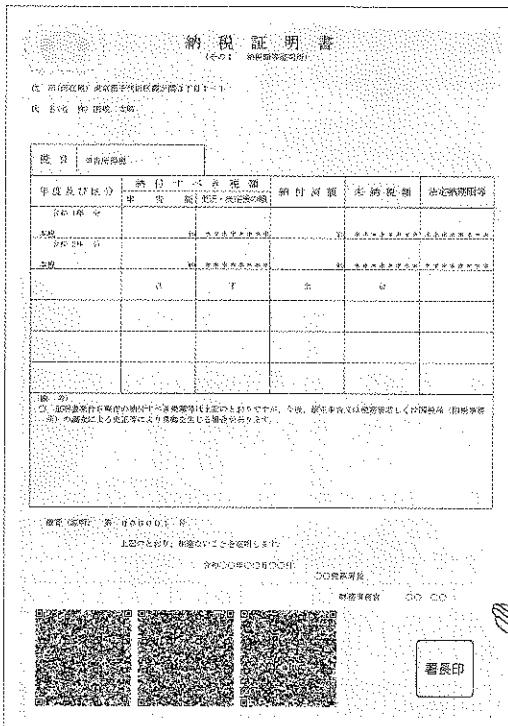
TEL・FAX 791-6877

納
財
連

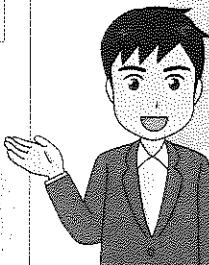
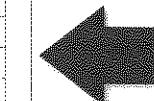
令和3年
7月から

納税証明書の デザインが変わります

新デザイン (A4サイズ)



旧デザイン (A4サイズ)



これからは、こちらの
新デザインで発行されます。

新デザインの3つの特徴 !!

- ① プリンターで印刷可能な偽造防止技術を採用
- ② 複数の偽造防止技術を組み合わせることで、証明書の信頼性を確保
- ③ 証明内容は、国税庁ホームページでも確認が可能 (注)

(注) 納税証明書のQRコードに証明内容が格納されており、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」から納税証明書確認コーナー(令和3年7月公開)を利用することで証明内容を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

リサイクル適性 (R)

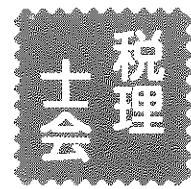
この印刷物は、日用品の紙へリサイクルできます。

QRコードは、株デンソーウエーブの登録商標です。 R3.3

消費税 インボイス制度 登録事業者の申請受付開始

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

この適格請求書発行事業者(登録事業者)の登録申請書の受付が令和3年10月1日から開始されます。



税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
市川 裕通	北九州市若松区高須東4丁目5番8号	742-6669	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090-8625-7000
伊藤 道夫	中間市弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 悅郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
小野 益博	〃 片山1丁目6-1-102号	791-7005	二宮 良則	〃 高倉713番地1	283-4393
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木畠地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海俱楽部 I-203号	246-1703
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
木村 博俊	〃 岡垣町旭台3丁目11番4号	283-0380	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサインプラザ若松本館4F	761-6993
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭祥功税理士事務所	751-3021
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 誠一	北九州市若松区用勾町30番6号	701-3078	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサインプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090-2732-6266	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	武藤 潤	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
鈴木 良樹	中間市鍋山町1-1 通谷グリーンハイツ2F	980-1135	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090-7983-9766
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567			
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491			

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

県税だより

個人事業税の納期(第一期納期)について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和三年度定期課税の第一期納期を変更します。納税通知書は九月中旬頃に送付いたします。
変更後の納期限は、

第一期分は、九月三十日（従来は八月三十一日）

第二期分は、十一月三十日（変更ありません。）

となっています。（年税額が一万円以下の場合は第一期分のみの課税です。）
期限内の納付をお願いいたします。

『口座振替』のこ案内

個人事業税の納付には、便利で安全な「口座振替」をご利用ください。
(振替開始は、申し出日の翌々月からです。)

●新しく事業を開始された方へ

新たに事業を始めた人は、開業日の翌月十日までに開業届を県税事務所に提出してください。

詳しくは、福岡県北九州西県税事務所にお問い合わせください。

【課税】についてのお問い合わせ

☎ 662-9311

【口座振替手続き】についてのお問い合わせ

☎ 662-9316

市町村税だより

北九州市税の納付は、安心・便利・確実な口座振替で

日頃から皆様方には、市税についてご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、皆様方は、市税の納付について口座振替をご利用いただいております
でしょうか。

Q 口座振替にすると?

A 口座振替をご利用になれば、銀行や郵便局のご指定口座から納期毎（振替日は納期限の日）に自動で引き落としますので、わざわざ金融機関や区役所の窓口まで納税に行かれる手間がかかりませんし、うつかり納め忘れることも防げます。

Q 口座振替できる市税は?

A 北九州市では、市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について口座振替をご利用いただけます。

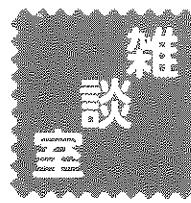
Q 口座振替の申込みは?

A 口座振替のお申込みは、引き落としを希望する金融機関の窓口に、「通帳」「通帳届出印」「納税通知書」を持参のうえお手続きください。
申込用紙は、市内の全ての金融機関店舗にも備え付けてあります。

まだ、口座振替をお申込になつておられない方は、是非ともこの機会に、安心・便利・確実な口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

（お問合せ）財政局税務部収税企画課（口座振替窓口）

☎ 582-2931まで



米塩の資

子供の頃は井戸水で冷やしたスイカに塩を振つてガブリとやるのが愉しみでした。

スイカやトマトは現代ほど糖度が高くなかったので塩をかけることによつてより甘く感じられるという生活の知恵かも知れません。

ご存知の通り、人間は塩が無くては生きていけません。食塩は化学式 NaCl で示される塩化ナトリウムとミネラル及び数種のミネラル成分で構成されます。

この二万リットルは製塩時に海水を煮詰めた後に残った液体で、主成分は Na^+ マグネシウムです。人体中では塩化物イオンが胃や腸の働きを助け、ナトリウムイオンが細胞形成と神経伝達機能を助ける働きをしています。成人の体中塩分量は体重の0.4%程度と言われています。身体の塩分は汗等で体外に排出されますから、激しい運動や猛暑等で汗をかいた後は低ナトリウム血症を防ぐために水分補給だけではなく、必ず適切な塩分も補給して下さい。塩分を補給せず水分だけを過剰に摂取した場合は、逆に血中のナトリウム濃度が低下してしまいます。

この塩分補給で大切なことは、身体に吸収されやすい形で、足りなくなつた成分を補給する、ということです。そして糖分、特にブドウ糖も同時に摂るのが大切です。そうする事によって腸管からの水分吸収が早まり同時にナトリウムや各種ミネラルも素早く体内に吸収されます。市販の経口補水イオン飲料はこれら身体に必要とされる成分が適切な濃度で調整

されているので常備しておくと熱中症対策にいいかも知れません。因みに経口補水イオン飲料には体液の浸透圧と同じ濃度のアイソトニック飲料と体液よりも浸透圧が低いハイポトニック飲料の2種類があります。運動前は前者、運動中や運動後は後者が適しています。



さて、私たちが日頃口にする塩は精製塩と天然塩に分けられます。精製塩は海水をイオン交換膜を使ってかん水を作り、さらに立釜で煮詰めて精製した塩です。イオン交換膜を通したときに微小なミネラルは除去されるので純粋な塩化ナトリウムが出来ます。昔から全国で流通している食塩はほぼこの精製塩です。極めて純粋なため、旨みは感じられず塩辛さだけが口に残りますがお漬物などに使う場合には少しづつ役目を果たしてくれます。

もう一方の天然塩は海水を煮詰めたり天日に干したりして作る海水塩と、海水が長い時間を経て堆積して固まつた岩塩の二種類に分けられます。海水塩は多くのミネラルを含むために精製塩に比べて優しいお味になります。日本では縄文時代までは海草をそのまま焼いて塩味として使っていましたが灰なので苦味も多く弥生時代からは藻塩といつて海草を乾燥させて土器で煮詰めた製法に変わりました。この様に日本では岩塩はなく全て海水に頼つた製塩なので、時間と労力と設備が必要なことから当然コスト高となり特に塩需要の大半を占めるソーダ工業用を含めると自給率は約10%程度と輸入塩に頼っています。

昔から人の生活にも産業にも無くてはならない存在だった「塩」。それだけのことわざにも塩に関係するものがたくさんあります。皆さんはいくつ思い浮かびますか？

敵が困つているときに味方が不利になるのを承知で手助けをする「敵に塩を送る」、しゅんとしょげ返る「青菜に塩」などなど。お給料を指したサラリーという言葉も古代ローマ時代の兵士の給料を塩代（サラリウム）と呼んだ事に始まります。

タイトルの「米塩の資」とは生きるために必要なお米と塩を買うお金のこと。要は生活に欠かせない最低限の費用です。私たちの身の回りの税金も国民の豊かな生活に欠かせない「米塩の資」と言えるのではないでしょうか。正しく納めて安心できる未来を築きましょう。

暑中お見舞い申し上げます

一般社団法人 北九州市若松区医師会

会長 古賀 雅之

〒808-0074 北九州市若松区藤ノ木2丁目1番29号

電話 (093) 761-5367
771-5531

若松区医師会訪問看護ステーション

電話 (093) 771-7101

若松区医師会トータルケアコーディネーション

電話 (093) 771-8890

誇春工業 株式会社

北九州市若松区白山2丁目10-28-105

TEL (093) 751-5344

FAX (093) 751-5354

代表取締役 日高 廣二郎

税理士法人 竹内会計

北九州市若松区白山1丁目9番4号

TEL (093) 761-4125

FAX (093) 761-4127

田口和博税理士事務所

税理士 田口和博

北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号

TEL 741-5775

FAX 741-5162

工藤泰則税理士事務所

税理士 工藤泰則

中間市中間3丁目18番5号

TEL 246-1685

FAX 246-1685

濱崎 恭税理士事務所

税理士 濱崎 恭

北九州市若松区本町3丁目11番1号

ペイサイドプラザ若松本館4階

TEL (093) 761-6993

FAX (093) 761-6997